（幹部自衛官の服務の宣誓）

第四十二条　幹部自衛官に昇任した者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣　誓

私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の核心となることを誓います。

２　［略］

（陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約）

第五十九条　陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名しなければならない。

誓約書

私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。

別表第八その一（第八十八条関係）

国の所有に属する自衛艦に備え付ける書類

防衛省
シール・
プレス

艦船国籍証書

第　号

番　　号	
信号符字	
種　　別	
名　　称	
船　　質	
全　　長	
最大幅	
喫　　水	
排水量	
機関の種類及び数	
搭載人員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

（表）

備考　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）　［略］

（幹部自衛官の服務の宣誓）

第四十二条　幹部自衛官に昇任した者は、左の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。

宣　誓

私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の核心となることを誓います。

２　［同上］

（陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約）

第五十九条　陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名押印しなければならない。

誓約書

私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。

別表第八その一（第八十八条関係）

国の所有に属する自衛艦に備え付ける書類

防衛省
シール・
プレス

艦船国籍証書

第　号

番　　号	
信号符字	
種　　別	
名　　称	
船　　質	
全　　長	
最大幅	
喫　　水	
排水量	
機関の種類及び数	
搭載人員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省　印

（表）

備考　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）　［同上］